

大和市監査委員告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年10月29日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 教育部
- 3 監査対象期間 令和元年10月～令和2年9月
- 4 監査年月日 令和2年10月29日
- 5 監査の方法 この監査は、教育部〔教育総務課、学校教育課、保健給食課（北部・中部・南部学校給食共同調理場含む）、指導室、教育研究所、青少年相談室〕において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
 - (6) 備品管理に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 学校施設使用許可に関する事務
 - (10) 交際費の経理に関する事務
 - (11) 給食費の経理に関する事務
 - (12) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事務
 - (13) 奨学金給付に関する事務
 - (14) 就学援助費支給に関する事務
 - (15) 特別支援教育就学奨励費支給に関する事務

- (16) 学校交際費支払に関する事務
- (17) 学校給食共同調理場職員の給食費徴収に関する事務
- (18) 切手・図書カードの受払に関する事務
- (19) 駐車場サービス券の受払に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(学校教育課)

特別支援教育就学奨励費支給に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。